

# Tax Analysis

Hong Kong Budget Team:

香港税務

## Hong Kong

### Yvonne Law

Vice Chairman

Tel: +852 2852 1667

Email: [yvlaw@deloitte.com.hk](mailto:yvlaw@deloitte.com.hk)

### Davy Yun

Tax Partner

Tel: +852 2852 6538

Email: [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

### Alfred Chan

Tax Director

Tel: +852 2852 6531

Email: [alfchan@deloitte.com.hk](mailto:alfchan@deloitte.com.hk)

## 2014/15 年度予算案 ハイライト

2014 年 2 月 26 日、香港特別行政区の財務長官ジョン・ツァン氏は 2014/15 年度予算案を発表した。

本稿では予算案で提案されている主要な項目を紹介する。

- 税金減額措置
  - 2013/14 年度事業所得税の最終税額の 75%を減額（但し、10,000 香港ドルを上限とする）
  - 2013/14 年度給与所得税及びパーソナルアセスメント課税の最終税額の 75%を減額（但し、10,000 香港ドルを上限とする）
- 以下の手当・所得控除を約 5%増額（次ページの表を参照）
  - 父母/祖父母扶養控除
  - 高齢者在宅介護費用の控除限度額
- 電気自動車の初回登録税の免除措置を 2017 年 3 月 31 日まで延長
- たばこの関税を一本当り 20 セント引き上げ
- すべての上場投資信託の売買について印紙税を免除
- その他
  - 2014/15 年度の最初の 2 四半期の不動産税（レーツ）を免除（但し、課税対象資産一件につき 1 四半期 1,500 香港ドルを上限とする）
  - 公共住宅の居住者に対する 1 カ月分の家賃補助、香港住宅社会保障グループ B 不動産に居住する非高齢者に対する 1 カ月分家賃の 2/3 の補助
  - 総合社会保障支援制度の受給者に対する 1 カ月分の標準手当の追加支給、高齢者手当・高齢者生活手当・障害者手当の受給者に対する 1 カ月分の手当の追加支給
  - 高齢者医療給付制度における年間給付額を一人当たり 2,000 香港ドルに引き上げ
  - 3 年満期の iBond を 100 億香港ドルを上限として発行。金利は直前半年間のインフレ率と連動し、半期ごとに支払い。
  - 会社の資金管理活動に係る支払利息の損金算入要件を見直し、損金算入の基準を明確化する

## 別紙一諸手当、所得控除及び税率の要約

### 給与所得税

累進税率（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度	
課税所得金額（香港ドル）	適用税率
0 - 40,000	2%
40,001 - 80,000	7%
80,001 - 120,000	12%
120,001 -	17%

標準税率（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度
15%

### 諸手当及び所得控除

	2013/14 年度 (香港ドル)	2014/15 年度 <sup>1</sup> (香港ドル)
人的所得控除		
基礎控除	120,000	120,000
配偶者控除	240,000	240,000
寡婦(夫)控除	120,000	120,000
子供扶養控除		
第1子から第9子まで（各一人につき）		
出生年度	140,000	140,000
出生年度後	70,000	70,000
父母/祖父母扶養控除（60歳以上）		
基礎控除	38,000	40,000
付加控除（同居の場合一人につき）	38,000	40,000
父母/祖父母扶養控除（55-59歳）		
基礎控除	19,000	20,000
付加控除（同居の場合一人につき）	19,000	20,000
兄弟/姉妹扶養控除	33,000	33,000
障害者扶養控除	66,000	66,000
その他の控除（最高限度額）：		
自己学習費用	80,000	80,000
住宅ローン支払利息	100,000 (15 課税年度)	100,000 (15 課税年度)
高齢者在宅介護費用	76,000	80,000
登録済退職金制度への拠出金	15,000	17,500
指定慈善寄付金	課税所得の 35%	課税所得の 35%

### 給与所得税及びパーソナルアセスメント課税に関する一時的租税軽減措置

2013/14 年度の最終の給与所得税額及びパーソナルアセスメントによる税額につき、その 75%（10,000 香港ドルを上限）を減額することが提案されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 施行にあたっては法律改正が必要である。

事業所得税（前年と変わらず）

	2013/14 年度及び 2014/15 年度
	税率
法人	16.5%
非法人	15%

事業所得税に関する一時租税減免措置<sup>2</sup>

2013/14 年度の最終の事業所得税につき、その 75%（10,000 香港ドルを上限）を減額することが提案されている。

資産所得税（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度
税率
15%

不動産税（レーツ）<sup>2</sup>

予算案では 2014/15 年度の最初の 2 四半期の不動産税（レーツ）を免除することが提案されている。但し、各四半期及び各不動産毎に 1,500 香港ドルを上限とする。

<sup>2</sup> 実施にあたっては法律改正が必要である。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : [kevnng@deloitte.com.cn](mailto:kevnng@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : [clgong@deloitte.com.cn](mailto:clgong@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : [lijiang@deloitte.com.cn](mailto:lijiang@deloitte.com.cn)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : "NTC") は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : [angelazhang@deloitte.com.cn](mailto:angelazhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

大久保 孝一

パートナー

TEL : +86 21 6141 1708

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : [kokubo@deloitte.com.cn](mailto:kokubo@deloitte.com.cn)

蘇州

滝川 祐介

マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [ytakikawa@deloitte.com.cn](mailto:ytakikawa@deloitte.com.cn)

大連

田中 昭仁

シニアマネジャー

TEL : +86 411 8371 2850

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [atanaka@deloitte.com.cn](mailto:atanaka@deloitte.com.cn)

広州

瀧野 恭司

シニアマネジャー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0575

E-mail : [ktakino@deloitte.com.cn](mailto:ktakino@deloitte.com.cn)

香港

杉原 伸太朗

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6545

FAX : +852 2542 4597

Email: [ssugihara@deloitte.com.hk](mailto:ssugihara@deloitte.com.hk)

上海

板谷 圭一

パートナー

TEL : +86 21 6141 1368

FAX : +86 21 6335 0199

E-mail : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

北京

原井 武志

パートナー

TEL : +86 10 8520 7310

FAX : +86 10 8518 1218

E-mail : [takeharai@deloitte.com.cn](mailto:takeharai@deloitte.com.cn)

天津

濱中 愛

マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [ahamanaka@deloitte.com.cn](mailto:ahamanaka@deloitte.com.cn)

深圳

大塚 武司

マネジャー

TEL : +86 755 3331 0976

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : [taotsuka@deloitte.com.cn](mailto:taotsuka@deloitte.com.cn)

香港

小川 康弘

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446

FAX : +852 2542 4597

Email : [yaogawa@deloitte.com.hk](mailto:yaogawa@deloitte.com.hk)

上海

上田 博規

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : [hueda@deloitte.com.cn](mailto:hueda@deloitte.com.cn)

北京

浦野 卓矢

シニアマネジャー

TEL : +86 10 8512 5524

FAX : +86 10 8518 1218

E-mail : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

天津

梨子本 暢貴

シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [nnashimoto@deloitte.com.cn](mailto:nnashimoto@deloitte.com.cn)

香港

中川 正行

パートナー

TEL : +852 2852 6592

FAX : +852 2542 4597

E-mail : [manakagawa@deloitte.com.hk](mailto:manakagawa@deloitte.com.hk)

香港

佐藤 康治

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6591

FAX : +852 3691 8984

Email : [kosato@deloitte.com.hk](mailto:kosato@deloitte.com.hk)

## デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

## デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

## デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。